

平成 30 年 2 月 2 日

報道各位

名古屋交通圏タクシー活性化協議会 会長 加藤博和
(名古屋大学大学院環境学研究科教授)

【協議会に関する問合せ先】

名古屋交通圏タクシー活性化協議会事務局
名古屋タクシー協会 専務理事 多田直紀
(TEL) 052-871-0601 (FAX) 052-871-8715

名古屋のタクシー相乗り実証実験について

～名古屋交通圏タクシー活性化協議会発議～

- 平成 30 年 2 月 19 日～3 月 5 日（15 日間）に、タクシーを活用した新しいサービス開発を目的にした「タクシー相乗りサービス実証実験」を名古屋において実施することとなった。国土交通省中部運輸局愛知運輸支局が平成 30 年 2 月 2 日に許可した。
- この実験は、平成 29 年 11 月 6 日に開催された「名古屋交通圏タクシー活性化協議会」（タクシー業界や自治体など、タクシー事業に関係する様々なメンバーが参加する協議会。詳細の説明は〈参考 1〉〈参考 2〉参照。）において発議され、全会一致で決議されたことにより実現した。
- この実証実験は、(株)未来シェアが開発したシステムを用いて行うもので、人工知能（AI）によって相乗りする人のマッチングや経路の決定がなされる。予約にはスマホアプリを用いる。実施に当たり、参加するタクシー事業者を、名古屋タクシー協会加盟タクシー会社を対象に公募したところ、タクシーグループ 5 社（「つばめ自動車」「あんしんネット 21」「あんしんネットなごや」「あんしんネットあいち」「あんしんネットみどり」、合計 30 台）が参加を表明した。
- 東京地区で 1 月 22 日から類似の実証実験が行われている。東京以外で行われる「タクシー相乗りサービス実証実験」は名古屋だけ。
- 東京地区の実証実験は、国土交通省が予算を付けてタクシー事業者に実験参加を呼び掛け、2 社のタクシー会社グループの参加を得て行われる。一方、名古屋では民間主導で実証実験を行う。東京地区に加えて、名古屋の実験結果を踏まえて、新しいタクシー輸送の実現が期待される。
- 今回の名古屋での「タクシー相乗りサービス実証実験」実施の発議に当たっては、加藤博和会長（名古屋大学大学院環境学研究科教授）から、「タクシーは高齢者や移動に制約のある方々はもとより、だれもが利用できる安全・安心な地域公共交通として、より気軽に利用できるようにする必要があることから、地方にこそ相乗りの仕組みが必要であるとともに、ドア・ツー・ドアの特性を活かして、タクシーが気軽なお出掛け・外出機会を創出し、健康寿命を延ばすことに有効である」ことなどを述べ、新しいタクシーサービスを地方で実験することに大きな意義があるとの発言が協議会の席上であった。
- なお、今回の実証実験については、道路運送法第 21 条 2 項の規定にのっとり実施される。許可は運行事業者になされるが、申請にあたっては公的な機関の要請が必要であるとさ

れていることから、名古屋交通圏タクシー活性化協議会が中部運輸局に要請を行った。

(参考) 道路運送法第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 (略)

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。

<参考1>名古屋交通圏タクシー活性化協議会(以下、「協議会」)について

➤ 協議会の設置目的 (協議会設置要綱第1条)

名古屋交通圏の関係者が自主的に、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の活性化に取り組み、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる措置を行う。

(注1) 名古屋交通圏とは

- ・ 道路運送法に基づいて許可を受けたタクシー事業の営業区域のことを指す。
- ・ 名古屋交通圏の区域 …… 名古屋市他16市町村の区域全域
(瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、豊明市、清須市、北名古屋市、豊山町、東郷町、蟹江町、大治町、飛島村)

➤ 協議会の実施事項 (協議会設置要綱第2条)

協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- タクシー活性化計画(以下「計画」という。)の作成
- タクシー活性化施策の提案
- 計画の実施に係る連絡調整
- 計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する協力要請
- タクシー協議会の運営方法等必要な事項の協議

➤ 協議会の構成員 (協議会設置要綱第3条)

協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

- 関係地方公共団体の長又はその指名する者
- タクシー事業者等
- タクシー車両の運転者が組織する労働組合
- 地域住民の代表
- タクシー事業と密接に関係する事業を行う者
- 学識経験者
- 愛知労働局長又はその指名する者
- 愛知県中警察署長又はその指名する者
- 愛知県中村警察署長又はその指名する者
- 中部運輸局長又はその指名する者
- その他協議会が必要と認める者

別紙(構成機関)参照

＜参考 2＞タクシー協議会について

- 平成 14 年 2 月に施行された改正道路運送法によって、タクシー事業の需給調整規制廃止を柱とする規制緩和が実施され、参入が免許制から許可制へ自由化及び運賃規制も緩和されたことで、待ち時間の短縮や、多様な運賃・サービスの出現など、利用者にとっては一定の効果が現れたものの、長期的な需要の減少傾向は止まらず、車両増加と運賃下落によって、タクシー事業の経営環境は非常に厳しい状況となった。
- バブル崩壊以降の長引く景気低迷に加えて、2008 年のリーマンショックにより、タクシー需要が大きく落ち込み、供給過剰のより一層の増大が起これるとともに、運転者の賃金も更に低下するタクシーを巡る諸問題が顕在化する。
- タクシーを巡る諸問題の解決を目指した『特定地域における一般乗用自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー特措法）』平成 21 年 6 月 26 日成立（同年 10 月 1 日施行）。
- タクシー特措法では、新規参入は許可制、増車は届出制の規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰の問題が生じている地域を国土交通大臣が「特定地域」に指定。
特定地域ごとに、タクシー事業者、行政、利用者、労働者、有識者などで構成する法定の協議会を設置することとなり、本協議会の前身である「名古屋交通圏タクシー特定地域協議会」が設置され、同協議会が策定する地域計画に基づき、自主的な供給力の削減を実施し、経営効率化に取り組むとともに、需要喚起のための活性化に的に取り組む。
- その後、タクシー運転者の労働条件の改善を期待するまでに至らない不十分な回復に留まったこと、また、自主的な供給力削減を促す仕組みであることから、供給力削減に取り組む事業者間に不公平感が生じ、今後の供給過剰対策が課題となるなど、新たな対応の必要性が生じた。
- 自主的な供給力削減を強化する強制減車の仕組み及びタクシー利用の安全性やサービス水準の更なる向上を図るための法律「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（改正タクシー特措法）」が平成 25 年 11 月 20 日に成立（平成 26 年 1 月施行）し、従来の「特定地域」を「特定地域」と「準特定地域」に区分。
- 名古屋交通圏では、旧タクシー特措法に基づく「特定地域」の指定がなされ、平成 21 年 11 月 30 日に法定協議会「名古屋交通圏タクシー協議会」が立ち上がり、その後の改正タクシー特措法の施行と同時に、名古屋交通圏は改正タクシー特措法における「準特定地域」に指定された（国が定める「特定地域」の指定基準を満たしていないため、特定地域への変更は行われなかった）。
- 「名古屋交通圏タクシー協議会」は「名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会」に発展的に改組され、会長・副会長に学識経験者を置き、自治体や利用者の委員からの意見を重視し、さらに一般に広く意見募集を行うなど、タクシーサービス向上策をタクシー業界のみならず関係者全体で意識共有・合意形成する中で検討し実施に移していく体制に改められ、平成 28 年 3 月には改正タクシー特措法に基づく準特定地域計画「名古屋のタクシー日本一戦略」を策定。
- 平成 29 年 10 月 1 日付けの「名古屋交通圏準特定地域」指定の解除に伴い、平成 29 年 11 月 6 日には法定協議会を任意の協議会「名古屋交通圏タクシー活性化協議会」として存続することをメンバーの総意として確認するとともに、「名古屋のタクシー日本一戦略」に記載されたタクシー活性化事業を継続実施することとなった。
- 協議会及び「名古屋のタクシー日本一戦略」に関することは名古屋タクシー協会ホームページ（<http://www.meitakyo.com/kyougikai/index.html>）でご確認できます。

「名古屋交通圏タクシー活性化協議会」構成員名簿(平成29年11月6日現在)

1.【準特定地域指定時】「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第8条第1項に規定する構成員

構 成	組 織 名	部 署 (役 職)
関係地方公共団体	愛知県	地域振興部 交通対策課長
	名古屋市	住宅都市局都市計画部 交通企画課長
	瀬戸市	都市整備部 都市計画課長
	津島市	市長公室 企画政策課長
	尾張旭市	都市整備部 都市計画課長
	豊明市	行政経営部 とよあけ創生推進室長
	日進市	市民生活部 生活安全課長
	愛西市	総務部 総務課長
	清須市	企画部 次長兼 企画政策課長
	北名古屋市	防災環境部次長 兼 防災交通課長
	弥富市	総務部 危機管理課長
	あま市	企画財政部 企画政策課長
	長久手市	市長公室 経営管理課長
	東郷町	生活部 くらし協働課長
	豊山町	産業建設部 地域振興課長
	蟹江町	政策推進室 政策推進課長
	大治町	総務部 企画課長
	飛島村	総務部 企画課長
タクシー事業者等	つばめ自動車株式会社 (名古屋タクシー協会会長)	代表取締役
	名鉄交通第三株式会社 (名古屋タクシー協会副会長)	代表取締役
	朝日タクシー株式会社 (名古屋タクシー協会副会長)	代表取締役会長
	(社)全国個人タクシー協会中部支部	支部長
	つばめ自動車株式会社	代表取締役副社長
	愛電交通株式会社	取締役総括支配人
	名古屋近鉄タクシー株式会社	代表取締役
	柳木交通株式会社	代表取締役
	大名古屋交通株式会社	代表取締役
	三ツ輪タクシー株式会社	代表取締役
	東海交通株式会社	代表取締役
	大曽根タクシー株式会社	代表取締役
	鯨第一交通株式会社	代表取締役
	株式会社あんしんネット21	専務取締役
	宝交通株式会社	代表取締役
	第三フジタクシー有限公司	代表取締役
	中日本タクシー株式会社	代表取締役
労働組合	全自交愛知地方連合会	執行委員長
	東海中立労組協議会	議 長
	つばめグループ労組連合協議会	幹 事
地域住民の代表	名古屋商工会議所	理事・企画振興部長
	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	常勤理事 兼 事務局長
	社会福祉法人名古屋身体障害者福祉連合会	会 長
	清須市地域公共交通会議	会 長

2.【準特定地域指定時】「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第8条第2項に規定する構成員

構 成	組 織 名	部 署 (役 職)
タクシー事業関連事業	一般社団法人日本ホテル協会中部支部	事務局長
	公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー	専務理事 兼 事務局長
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科	教授
	名古屋工業大学大学院工学研究科	准教授
労働行政	愛知労働局	監督課長
公安委員会	愛知県中警察署	交通課長
	愛知県中村警察署	交通課長
運輸行政	国土交通省中部運輸局	自動車交通部長
	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局	支局長
報道関係	中日新聞社	編集局 社会部長
	中部経済新聞社	営業局長